

News Release

2025年8月13日

熊本県信用保証協会制度 『緊急時短期支援資金保証制度』 ならびに 『緊急時条件変更』 の取扱開始について

株式会社熊本銀行（取締役頭取 坂本 俊宏）は、令和7年8月10日からの大雨の影響を踏まえ、熊本県信用保証協会制度 『緊急時短期支援資金保証制度』 ならびに 『緊急時条件変更』 の取扱を開始しましたので、お知らせいたします。

引き続き熊本銀行は事業者の皆さまの事業継続のご支援に努めてまいります。

記

1. 『緊急時短期支援資金保証制度』 概要

対象となるお客さま	令和7年8月10日からの大雨により影響を受けた中小・小規模事業者
取扱店	熊本県信用保証協会保証が利用できる店舗
お使いみち	事業資金（運転資金に限る）※他保証の借換、回収条件は不可
融資金額	直近決算（確定申告）期の月商1ヶ月以内の金額
融資期間	6ヶ月以内
融資利率	熊本銀行所定の利率

2. 『緊急時条件変更』 概要

対象となるお客さま	令和7年8月10日からの大雨により影響を受けた中小・小規模事業者
対象となるご融資	熊本県信用保証協会保証利用のご融資
条件変更の内容	6ヶ月以内の元金据置

以 上

《 本件に関するお問合せ先 》

(株)熊本銀行 営業推進部 担当：阿南

TEL 096 - 385 - 1394